

◎特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

重度または中程度の障がいがあり、日常生活において特別の介護を必要とする場合は、手当が支給されます。該当する障がいやその程度は法律で定められており、医師の診断書等に基づき判定されます。また、各手当とも所得制限があります。詳しくは、お問い合わせください。

■特別障害者手当

◎対象 20歳以上で、概ね身体障害者手帳1級、2級程度の障がいや精神障害者保健福祉手帳1級程度の障がい重複している場合やこれらと同程度の疾病・精神障がいを有している場合で、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の人

◎手当の額 月額 26,080円

◎問い合わせ先 高齢障害課

■障害児福祉手当

◎対象 20歳未満で、概ね身体障害者手帳1級、2級程度の障がいや精神

障害者保健福祉手帳1級程度の障がいがあるため、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の児童

◎手当の額 月額 14,180円

◎問い合わせ先 高齢障害課

■特別児童扶養手当

◎対象 20歳未満で、身体または精神に中度から重度の障がいのある児童を養育している父・母、または父母に代わってその児童を養育している人

◎手当の額 1級：月額 50,050円

2級：月額 33,330円

◎問い合わせ先 こども福祉課

◎就労に向けた障害福祉サービス

障がい者の職業的自立を支援する就労支援事業を紹介します。

■就労移行支援事業

◎対象 65歳未満で、一般企業等へ就労を希望し、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障がい者

◎雇用契約 なし

◎事業内容 事業所内における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等

※利用期間は2年間です。

◎市内の事業所

- まつば園（高栄三丁目6-16）
- グリーンヒル山陽（大字厚狭1723-2）

◎問い合わせ先 高齢障害課

■就労継続支援事業A型（雇用型）

◎対象 利用開始時に65歳未満で、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者

◎雇用契約 あり

◎事業内容 就労機会の提供とともに一般就労への移行に向けた支援

◎市内の事業所 なし

※宇部市5か所、美祢市1か所あります。

◎問い合わせ先 高齢障害課

■就労継続支援事業B型（非雇用型）

◎対象 就労移行支援事業等を利用したが就労できなかった、または一定年齢に達している障がい者

◎雇用契約 なし

◎事業内容 就労機会の提供とともに一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援

◎市内の事業所

- まつば園 ●グリーンヒル山陽
- 工房おれんじ（千代町一丁目2-28）
- あさレインボー（大字厚狭415-1）

◎問い合わせ先 高齢障害課

◎問い合わせ先

高齢障害課（☎82・1170）
こども福祉課（☎82・1175）